平成24年 3月 8日 独 立 行 政 法 人 日本原子力研究開発機構 敦 賀 本 部

新型転換炉原型炉施設廃止措置計画認可申請書に記載された 放射性物質量の評価結果等の誤りの原因と対策について

当機構は、平成23年9月9日、経済産業省原子力安全・保安院から「廃止措置計画認可申請書に記載された放射性物質量の評価結果及びその結果を用いた全ての安全評価に係る解析計算の入力データに係る誤りの有無の調査について」の指示*1を受け、「新型転換炉原型炉施設廃止措置計画認可申請書」*2について、調査を行った結果、11項目の誤りを確認し、その結果を取りまとめ、原子力安全・保安院に報告*3しました。

【平成23年12月27日プレス発表済み】

この誤りに関する発生原因と再発防止策について検討してきましたが、その結果 を取りまとめ、本日、原子力安全・保安院に報告いたしました。

今後、再発防止策を確実に実施し、解析業務に係る品質の向上に努めてまいります。

- ※1 平成23年9月9日付 原子力安全・保安院からの指示内容(概要) 他プラントの廃止措置計画認可申請書における計算データの入力誤りを踏まえ、新型転換炉 原型炉施設の廃止措置計画認可申請書に記載された放射性物質量の評価結果及びその結果を用 いた全ての安全評価に係る解析計算の入力データに係る誤りの有無を調査し、その結果を平成 23年12月28日までに報告すること。
- ※2 平成20年2月12日付認可 「新型転換炉原型炉施設廃止措置計画認可申請書」
- ※3 新型転換炉原型炉施設廃止措置計画認可申請書に記載された放射性物質量の評価結果等に係る誤りの有無の調査結果の報告について(平成23年12月27日 プレス発表済み) 調査において、11項目の誤りが確認されましたが、平常時や事故時の被ばく評価の結果が、関連する指針等に定められた目標値や基準値を十分下回っていることに変りはなく、安全評価上問題のないことを確認しました。
- 別紙:廃止措置計画認可申請書に記載された放射性物質量の評価結果等の誤りの原因及び対策について(概要)

以上

廃止措置計画認可申請書に記載された放射性物質量の評価結果等の誤りの 原因及び対策について(概要)

1. 概 要

平成23年9月9日付け、原子力安全・保安院からの指示文書に基づき、「新型転換炉原型炉施設廃止措置計画認可申請書」について、安全評価に係る解析計算の入力データの誤りの有無の調査を実施し、11項目の誤りが見つかったため、調査結果について取りまとめ、平成23年12月27日、原子力安全・保安院に報告した。

この誤りに対する発生原因と再発防止策について検討してきたが、その結果を取りまとめ、本日、原子力安全・保安院に報告した。

2. 推定原因

入力データの誤りについて、以下のとおり要因分析を行い、発生原因を推定した。

- (1) 解析業務に関する入力データや要求事項等の確認が不足していた。
- (2) 過去に外部へ委託した解析業務の結果を、廃止措置計画の安全評価の際に、当該解析時の入力データの確認を行なわず、そのまま使用していた。
- (3) 汎用表計算ソフトウエアの計算結果等に関する確認の方法が詳細に定められていなかった。

3. 再発防止策

今回の事象を踏まえ、現行の許認可申請等の確認のルールを定めた文書に加え、以下の内容を含めた手順書を策定することとし、解析業務に係る品質の向上に努める。 (なお、手順書の策定に当たっては、「一般社団法人日本原子力技術協会の「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン」も参考とする。)

- (1) 解析業務の事前確認
 - ① 解析業務における入力データは、根拠資料との突合せ等により、担当者及びそれ以外の者の複数で確認する。
 - ② 解析業務における要求事項として、入出力データや計算式の確認事項、根拠資料・データの管理等を明確にし、その要求事項について、担当者及びそれ以外の者の複数で確認を行う。
- (2) 解析業務の結果の確認

解析業務における計算結果については、適切な入力データの使用、確認に必要な 根拠資料の有無、出力データの保存、計算結果の検証等の実施状況を、担当者及び それ以外の者の複数で確認を行う。

(3) 汎用表計算ソフトウエアの作成及び確認

汎用表計算ソフトウエアによる計算は、必要なデータが全て入力され、計算されているか、根拠資料との突合せ等を、担当者及びそれ以外の者の複数で行い確認する。

- 作成の際、入力項目と引用項目と整合が図れるよう明確に表記する。
- 確認の際、数値、計算式、データシート間の受け渡し情報を表示する。